

インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)

JICAインドネシア長期派遣専門家

西尾 信員

前号では、インドネシアにおける知財判決集第2集の概要について紹介したが、本号では、同判決集に登載されたインドネシアの判決10件の要約を紹介する¹。

判決の要約については、冒頭に事件の基本情報や対比される商標を表示した上、事案の概要、各審級の判断の骨子、判決によって示された法的規範等を記載するなどして、各判決についてそれぞれ簡潔にまとめたものである（筆者が判決原文の仮和訳を参考にして作成したものであるため、飽くまで判決の概要を知るための参考とするにとどめ、詳細はインドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）の判決ウェブサイト「Direktori Putusan」²から原文を入手して参照されたい。）。判決4は、現行法である「商標及び地理的表示に関する法律2016年第20号」（以下「商標法」という。）を適用した事例であるが、それ以外の判決は、旧法である「商標に関する法律2001年第15号」（以下「旧商標法」という。）を適用した事例である。ただし、これらの判決は、いずれも現行法下においても先例性を有するものといえる。

上記判決には、商標法の基本的な理解を欠いていると考えられる判決も存在するが（判決2の第一審判決等）、少なくとも現在の最高裁民事室（Kamar Perdata）は、TRIPS協定に従い、インドネシア国内外の周知商標を保護する意思を有していることがうかがわれる。

本稿がインドネシアの商標事件の理解に少しでも役に立てば幸いである。

¹ 前号では、インドネシアの知財事件の管轄について説明したが、最高裁に関する法律1985年第14号、2004年第5号及び2009年第3号は、上告と司法審査（再審）について次のように定めている。

すなわち、同法28条1項a号、29条、30条1項によれば、最高裁は、全ての系列の司法裁判所の判決又は決定に対する上告審を担当するものとし、上告理由は、①権限を欠き、又は権限の限度を超えている場合（同項a号）、②法律の適用を誤ったか、又は違反した場合（同項b号）、③法令で定められた条件を満たしておらず、そのことが関連する判決の取消しを招くおそれがある場合（同項c号）とされている。

また、同法28条1項c号、66条、67条によれば、最高裁は、確定判決に対して再審をすることができるとし、民事確定判決に対する再審事由は、①判決が、確定後に判明した相手方当事者の嘘若しくは偽りに基づくものであるか、又は刑事裁判官が後に誤りであると宣言した証拠に基づく場合（同条a号）、②判決の確定後に、事件の審理が行われた時点では発見できなかった決定的な証拠が発見された場合（同条b号）、③請求されていない事項又は請求された事項を超える事項が認められた場合（同条c号）、④請求の一部が、その理由を検討することなく認められなかった場合（同条d号）、⑤同一当事者間で、同一の事項について、同一の理由により、同一の裁判所又は審級において、相反する判決が下された場合（同条e号）、⑥判決に裁判官の過失又は明白な誤りがある場合（同条f号）とされている。

² <https://putusan3.mahkamahagung.go.id/beranda.html>

(参考条文)

旧商標法

第4条

商標は、善意のない出願人による出願に基づいては、登録を受けることはできない。

第5条

商標は、次のいずれかに該当する場合には、登録を受けることができない。

(a) 現行法規、宗教規範又は公の秩序に反するもの

(b) ~ (d) 省略

第6条

(1) 商標登録出願は、次のいずれかに該当する場合には、法務人権省知的財産総局により拒絶される。

(a) 同種の商品ないし役務について、先に登録された他者の所有する商標と要部又は全体において同一性を有する場合

(b) 同種の商品ないし役務について、他者の所有する周知商標と要部又は全体において同一性を有する場合

(c) 省略

(2) (1) (b) の規定は、更に政令で規定する条件を満たす限り、同種でない商品ないし役務に対しても適用される。

(3) 省略

商標法

第20条

次のいずれかの商標は、登録することができない。

(a) 国家のイデオロギー、法規、道徳規範、宗教、倫理又は公の秩序に反するもの

(b) ~ (f) 省略

第21条

(1) 商標の要部又は全体が、次のいずれかと類似する場合、出願は拒絶される。

(a) 同種の商品ないし役務について既に登録又は出願されている他者の所有する商標

(b) 同種の商品ないし役務について他者の所有する周知商標

(c) 特定の条件を満たす、同種でない商品ないし役務について他者の所有する周知商標、又は

(d) 省略

(2) 省略

(3) 出願人の悪意に基づく商標登録出願は拒絶される。

(4) (1) (a) ~ (c) に関する商標登録出願の拒絶に関する更なる詳細な規定は、大臣令により定められる。

1 J & K INTERNATURAL 事件

判決番号	246 PK/Pdt.Sus-HKI/2018	
判決日	2018年12月19日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	KHO TJENG TJIAN (再審請求人、上告人、被告) 対 J & K INTERNATURAL CO. LTD (再審被請求人、被上告人、原告)	
訴訟の対象	被告商標 	原告商標 
訴訟の履歴	2018年12月19日 (248 PK/Pdt.Sus-HKI/2018) 2017年9月12日 (1118 K/Pdt.Sus-HKI/2017) 2017年5月23日 (72/Pdt.Sus-Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst)	
事案の概要	<p>本件は、タイを拠点として石鹼等の化粧品を製造する原告が、被告は、悪意に基づいて、未登録の周知商標³である原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたとして、被告商標の使用の停止(仮処分)及びその登録の取消し等(本案)を求めた(本訴)ところ、被告が、原告の提訴によって名誉を毀損されたとして、損害賠償を求めた(反訴)事案である。</p>	
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>1 仮処分申立て…申立却下 原告の立証は不十分であり、これを却下すべきである。</p> <p>2 本案請求 (1) 本訴…請求一部認容 (原告商標の周知性)</p> <p>旧商標法6条1項b号注釈⁴によれば、周知商標に当たるか否かは、当該事業分野における当該商標に関する社会一般の知識のほか、所有者による大々的な間断なき広告宣伝活動、世界各国での投資により得られた名声、各国における商標登録に関する証拠にも留意して判断すべきである。</p>	

³ 旧商標法及び商標法では、「Merek Terkenal」という用語のみが用いられているが、これは「周知商標 (Well-known Trademark)」と訳するのが相当と思われる。「Merek Termasyur」が「著名商標 (Famous Trademark)」に当たると考えられるが、商標法や判決集第2集の登載判決では、同用語は用いられていない。

⁴ インドネシアでは、法律が制定される際、条文そのものとともに、条文ごとの注釈 (Penjelasan) も併せて公布されている。ただし、大半の条文については、「自明である (Cukup jelas)」として特段の記載がない。

原告商標は、被告商標の登録時（2012年2月7日）よりも相当である1998年11月19日から、世界の多くの国々において使用され、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、中国、クウェート等の各国で登録されており、2016年11月9日、インドネシアでも出願されている⁵。そうすると、原告商標は周知商標といえ、同種でない商品ないし役務との関係でも保護されるものというべきである。

（被告商標と原告商標の類否）

旧商標法6条1項a号注釈によれば、要部又は全体における同一性とは、ある商標と他の商標に支配的な要素が存在していることによって生ずる同一性をいい、形状、配置方法、表記方法若しくはそれらの組合せ又は称呼における同一性があるという印象を与えるものをいうとされている。

被告商標と原告商標は、配置方法、表記方法、称呼の面で同一性があり、特に称呼の面において要部の同一性が認められ、一般公衆の記憶では同一の印象を与えるものであり、被告商標と原告商標の間には密接な関係があるという印象を与え、その結果として一般公衆は当該商品の出所について誤認してしまうといえる。そうすると、被告商標は、原告商標と要部における同一性を有するといえる。

（被告の悪意）

旧商標法4条注釈によれば、善意の出願人とは、自己の事業のために他者に被害を与え、不正競争を行い、消費者を誤認させ騙すような、他者の商標の周知性に便乗・模倣する意図を有さずに、適切かつ正直に商標登録を行う出願人を指すとされている。また、最高裁は、「他者の周知商標の使用と模倣は悪意による使用者であると認定されなければならない。なぜならば法的保護を付与するに相応しくないからである。」（370 K/Sip/1983）と判示し、また、「国内事業者は海外の名称や商標を模倣するのではなく国家アイデンティティのある商標を使用する義務がある。なぜなら消費者は商品の出所を誤認してしまうからである。」（220 K/Pdt/1986）と判示し、さらに、「一般公衆の考えや見方を惑わせ、曖昧にし、混乱させる商標使用の行為には、悪意や不正競争が含まれているものと認定する。」（39 K/Pdt/1989）と判示している。

原告商標は、1998年11月19日から長きにわたって使用さ

⁵ 未登録商標の所有者は、商標登録取消訴訟を提起する前に、法務人権省知的財産総局に対して当該商標の登録出願をしなければならぬ（旧商標法68条2項）。

	<p>れ、タイその他の数か国において登録されている一方、被告商標は2012年2月7日になってから登録されている。そうすると、被告商標は、原告商標との要部の同一性が支配的な状況にあり、その登録より遥か以前から周知であった原告商標を模倣・便乗したというべきであり、悪意に基づいて出願されたものであるといえる。そして、旧商標法69条2項の規定により、この場合の商標登録取消訴訟の提訴期間は無期限である⁶。</p> <p>(結論)</p> <p>被告商標の登録は、取り消されるべきである。</p> <p>(2) 反訴…請求棄却</p> <p>原告の本訴請求は一部認容されるから、反訴については全体を棄却する。</p>
上告審の判断	<p>上告棄却</p> <p>被告商標は、国際的な周知商標である原告商標及びその派生商標と要部及び全体における同一性を有しており、被告の悪意が認められるから、第一審の判断は相当である。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>原告商標及びその派生商標は、国際的な周知商標である一方、被告商標は、悪意に基づいて登録されているため、上告審の判断は相当であり、これを覆すに足りる決定的な新証拠の存在は認められない。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Dr. H,M. Syarifuddin, S.H.,M.H.</p> <p>裁判官：Dr. Nurul Elmiyah, S.H.,M.H.</p> <p>裁判官：I Gusti Agus Sumanatha, S.H.,M.H.</p>
法的規範	<p>ある商標がすでに登録されて商標登録証を取得していたとしても、当該商標登録が自身の利益のために他者の商標の周知性に便乗・模倣・盗用する悪意に基づくものである場合、これを取り消さなければならない。</p>

⁶ 旧商標法69条1項は、商標登録取消訴訟は、商標の登録日から5年以内に提起するものとし、同条2項は、当該商標が宗教規範、道徳又は公の秩序に反する場合、取消訴訟は、期間の定めなく提起することができるとしている。

2 E I K 事件

判決番号	90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019	
判決日	2019年10月23日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	PT ENGINEERING INDONESIA KARYA（再審請求人、被上告人、被告） 対 EIK ENGINEERING SDN. BHD（再審被請求人、上告人、原告） 法務人権省知的財産総局商標局（従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告） ⁷	
訴訟の対象	被告商標 	原告商標 
訴訟の履歴	2019年10月23日（90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019） 2017年12月4日（1300 K/Pdt.Sus.HKI/2017） 2016年12月14日（46/Pdt.Sus.Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst）	
事案の概要	本件は、東南アジアで最大のショベルカー機器の製造業者である原告が、原告の製品の販売業者であった被告は、悪意に基づいて、未登録の周知商標であった原告商標と要部又は全部において同一性を有する被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。	
第一審の判断 （中央ジャカルタ地裁商事裁判所）	請求棄却 被告は、2012年6月6日に被告商標を出願し、同年9月24日から同年12月24日までの公開期間における異議申立て（旧商標法22条～）もなかったため、先願主義に基づいて、2015年1月24日に登録された。 原告は、被告商標の出願日の後である2016年7月27日に原告商標を出願しており、先願主義の原則に従い、原告商標について権利を有しない。	
上告審の判断	原判決取消・請求認容 原告は、旧商標法68条2項の訴訟要件を満たすために、原告商標の出願をした上で、同法4条ないし6条に基づき、被告商標の取消し	

⁷ 商標登録取消訴訟において、法務人権省知的財産総局商標局を従属被告として当事者に加えている事例もあるが、これは必要的ではなく、判決1や4では従属被告を加えていない。


	<p>を求めたものである。</p> <p>原告は、原告商標の先使用者・正式な権利所有者であり、原告商標は、2007年2月6日以降、マレーシア、シンガポール、アメリカ、オーストラリアを含む複数の国で登録されており、被告商標が出願された時点ですでに周知商標であったといえる。</p> <p>他方、被告は、2012年10月15日から2015年10月15日までの間、インドネシアにおける原告商標を使用した製品の販売業者であった。</p> <p>被告商標「E I K」と原告商標については、大文字で記載された「E I K」の文字、称呼の同一性があるし、被告商標「E I K A」についても、「E I K」に「A」が追加されても、主要部分である「E I K」という言葉又は「E I K」という文字列の要素全体を失わせるものではないため、いずれも要部における同一性が認められる。</p> <p>よって、被告は、原告商標にフリーライドする意思で被告商標の登録を受けたといえ、これが悪意に基づくものであったことは明らかである。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>上告審は明白な誤りをしておらず、これを覆すに足りる決定的な新証拠は存在しない。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Prof. Dr. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M.</p> <p>裁判官：Dr. Nurul Elmiyah, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>未登録の商標権者による商標登録取消訴訟については、インドネシアの登録商標権者（最初の登録者）が相手であっても、当該登録が悪意に基づいて行われたものであれば、これを取り消すことができる。</p>

3 PROFIL TANK 事件

判決番号	7 PK/Pdt.Sus-HKI/2018				
判決日	2018年2月6日				
訴訟の種類	商標登録取消訴訟				
当事者	DJUNATAN PRAMBUDI (再審請求人、上告人、被告) 対 PT PROFILIA INDOTECH (再審被請求人、被上告人、原告) 法務人権省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)				
訴訟の対象	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">被告商標</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">原告商標</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  </td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	被告商標	原告商標		
被告商標	原告商標				
					
訴訟の履歴	2018年2月6日 (7 PK/Pdt.Sus-HKI/2018) 2015年8月28日 (284 K/Pdt.Sus-Merek/2015) 2014年12月9日 (05/Pdt.Sus-Merek/2014/PN.Niaga.Sby)				
事案の概要	本件は、インドネシア国内で水タンクを販売する原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と要部ないし全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたとして、その取消し等を求めた事案である。				
第一審の判断 (スラバヤ地裁商事裁判所)	<p>請求認容</p> <p>(原告商標の周知性)</p> <p>原告は、1995年から、原告商標を付した水タンクの販売を行っているところ、印刷媒体やラジオの広告を通じて大々的な広告宣伝活動を行い、ジャカルタとスラバヤの各種最大規模の技術展示会に参加し、長期の販売を行い、市場でも安定している。原告の水タンクは、複数の有名企業、多くの店舗、消費者が利用している。それゆえ、原告商標は周知性を有するといえる。</p> <p>(被告商標と原告商標の類否)</p> <p>被告商標と原告商標は、「PROFIL」という文字の構成と称呼において同一性を有し、支配的な要素の類似性があるから、明らかに要部の同一性が存在する。被告商標は、「PROFIL」という文字と「88」、「89」という数字との組合せであるが、文字部分が商標の要素であることに鑑みると、数字部分は原告商標との関係で識別力を有さ</p>				

	<p>ない。</p> <p>(指定商品の類否)</p> <p>原告商標の指定商品(21類)と被告商標の指定商品(06類、11類)については、法的な商品区分に違いはあるものの、いずれも市場では水タンクの商品として、同じ機能と用途で使われており、産業分野と市場は同一であって、両指定商品は類似しているといえる。</p> <p>(被告の悪意)</p> <p>消費者ないし公衆は、被告商標と原告商標との間に要部の同一性があり、これらの指定商品が類似していることから、被告の商品が原告の商品と同一と考え、それにより、被告の商品が原告の商品と同一グループの商品である、原告と被告との間に協力関係があるなどと認識することになるため、少なくとも消費者等を誤認させ得る、又は騙し得るものである。</p> <p>そして、原告商標が周知商標であり、一般市場で高い知名度を有していることから、被告は被告商標が原告商標と要部の同一性を有することを認識していたはずであるが、これをそのまま登録している。</p> <p>したがって、被告は悪意であったといえる。なお、本件訴訟は、被告に悪意があったこと、すなわち「公の秩序に反する」ことを理由とするものであるため、旧商標法69条2項により提訴期間の制限はない。</p>
上告審の判断	<p>上告棄却</p> <p>原告は、1992年5月4日に原告商標の登録を受け、これはインドネシアにおいて周知商標となって名声を得ていたところ、被告は、2008年3月28日に原告商標と類似する被告商標の登録を受けたものであり、これは原告商標に便乗することを意図したものとみなされ、悪意に基づいているといえる。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>上告審の判断は相当である。原告は、先願商標である原告商標について保護を受ける権利を有している。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Soltoni Mohdally, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：Dr. H. Zahrul Rabain, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：Sudrajad Dimiyati, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>被告商標と原告商標については、文字部分である「PROFIL」に支配的要素があり、その称呼が消費者の混乱を招く一方、数字部分である「88」と「89」は決定的性質を有していない。</p> <p>商標の保護は、消費者を誤認させないように、出所と品質保証を維持することを目的としている。</p>

4 LEXUS 事件

判決番号	438 K/Pdt.Sus-HKI/2018
判決日	2018年5月15日
訴訟の種類	商標登録取消訴訟
当事者	MARZUKI TAN (上告人、被告) 対 TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (TOYOTA MOTOR CORPORATION の名称でも事業を実施) (被上告人、原告)
訴訟の対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>被告商標</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>原告商標</p>  </div> </div>
訴訟の履歴	2018年5月15日 (438 K/Pdt.Sus-HKI/2018) 2017年11月28日 (46/Pdt.Sus-Merek/2017/PN.Niaga.Jkt.Pst)
事案の概要	<p>本件は、日本の最大手の自動車会社である原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標（指定商品：衛生用品等）の登録を受けたとして、その取消し等を求めた（本訴）ところ、被告が、原告の本訴提起によって名誉を毀損されたとして、損害賠償を求めた（反訴）事案である。</p>
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>1 本訴…請求認容 (被告商標と原告商標の類否)</p> <p>商標法21条注釈によると、要部の同一性とは、ある商標と他の商標の支配的な要素が類似していることであり、それらの商標の外観、配置、表示若しくは要素の組合せ又は称呼の同一性により類似している印象を与えるものを指すとされている。また、最高裁判決(279 PK/Pdt/1992)は、商標の要部又は全体の同一性は、①形状の同一性 (<i>similarity of form</i>)、②構成の同一性 (<i>similarity of composition</i>)、③組合せの同一性 (<i>similarity of combination</i>)、④要素の同一性 (<i>similarity of elements</i>)、⑤音の同一性 (<i>sound similarity</i>)、⑥発音の同一性 (<i>phonetic similarity</i>)、又は⑦外観の同一性 (<i>similarity in appearance</i>) によって判断すると判示している。</p> <p>被告商標と原告商標については、①「LEXUS」という文字が主要な要素になっていること、②外観が同じであること、③同じ音・発音を有していること等からして、要部における同一性があることは明</p>

らかである。

(原告商標の周知性)

商標の周知性の判断においては、商標登録に関する法務人権大臣令2016年第67号(以下「2016年大臣令」という。)18条を参照すべきである。すなわち、①当該事業分野における当該商標に関する社会の認識、②各国での販売量や長期間にわたる安定的な販売期間という商標利用の範囲の広さ、③各国における登録と当該商標の使用期間の長さという商標登録の範囲の広さ、④当該周知商標の所有者による模倣商標の登録防止の成功事例の有無等を考慮して判断すべきである。

原告は、原告商標を、6類、9類、11類、12類、14類、16類、18類、20類、21類、25類、28類、34類、36類、37類及び39類の指定商品ないし役務について保護を受けるために、インドネシア、アメリカ、ロシア、イタリア、ノルウェー、ウルグアイ、エクアドル、ペルー、オーストラリア、台湾、アラブ首長国連邦、中国、フランス、スペイン、ドイツ、オーストリア(国際登録)等において登録している。そして、原告は、28年間以上の長きにわたって原告商標を使用し、インドネシアを含む各国において、継続的に発行してきたパンフレット、広告、カタログ、新聞、雑誌により大規模な宣伝広告活動を行い、国際的メディアである「Brand Finance」が発表する「Global 500 the World's Most Valuable Brands」にもその名を連ねている。

それゆえ、原告商標は周知商標として、特別な保護を享受すべきである。

(被告の悪意)

善意の出願人に分類されるのは、自己の事業の利益のために、他者の商標の周知性に便乗し、これを模倣する意図を有し、これにより他者に損害を与え、不正競争を発生させ、消費者を混乱・困惑させる状況を招くことなく、適切かつ誠実に商標を登録する出願人である。そうすると、悪意の有無を判断する要素は、①図利加害目的があること、②消費者を欺罔し、不正競争を行い、又は他者の商標の周知性に便乗し、若しくは模倣する方法によるものであること、となる。最高裁判決(220/Panitia Kreditur/Perd/1986)も、インドネシア製の製品を生産するインドネシア人は、インドネシア国家のアイデンティティを明確に示す商標名を使用すべきであり、海外の商標を模倣すべきでないことはもとより、可能な限りこれと類似する名称を避けなければならない旨を判示している。

	<p>そして、被告は、様々な指定商品における原告商標の品質及び評判に関する社会の認知度を知っていたはずであり、原告商標と要部又は全体の同一性を有する被告商標の登録は、原告商標の周知性に便乗する図利加害目的があり、消費者は被告の製品を原告ないしそのグループの製品であると誤認してしまうため、消費者を困惑させるのは明らかであり、明らかに悪意による行為である。</p> <p>したがって、被告商標の登録は、悪意による出願に基づくものであって、取り消されなければならない。この結論は、被告商標の指定商品が原告商標とは異なる衛生用品等であるという事実によって左右されるものではない（T R I P S 協定 1 6 条 3 項も援用）。</p> <p>2 反訴…訴え却下</p> <p>被告が主張する民法 1 3 6 5 条に基づく不法行為は、一般民事事件であって、特別民事事件（商事事件）に分類されるものではないため、商事裁判所は、反訴の裁判を行う権限を有していない。</p>
<p>上告審の判断</p>	<p>上告棄却</p> <p>原告商標は、様々な指定商品を保護するためにインドネシアを含む各国で登録され、大々的な広告宣伝活動が行われ、国際的メディアにも名を連ねていることからして、周知商標といえる。</p> <p>被告商標と原告商標との間には、非類似の商品における言葉、音、発音、外観の同一性があり、要部の同一性があるといえる。</p> <p>被告商標は、インドネシアにおいて 2 0 類と 2 4 類では先に登録されているものの、原告商標はそれより遥かに前から登録されて周知になっていたし、「L E X U S」という言葉はどの国の言語でも意味を持たない短縮形の言葉である。そうすると、被告は、原告商標の周知性に便乗し、これを模倣する意図を有し、消費者を欺罔し、誤認させたものであり、被告商標は、悪意に基づいて登録されたというべきである。</p>
<p>上告審裁判体</p>	<p>裁判長：H. Hamdi, S.H., M.Hum. 裁判官：H. Panji Widagdo, S.H., M.H. 裁判官：Dr. Ibrahim, S.H., M.H., LL.M.</p>
<p>法的規範</p>	<p>周知商標と要部の同一性があると証明されたインドネシアにおける登録商標は、保護を受けることができない。</p> <p>原告商標については、多数の国で登録を受け、複数のメディアで広告宣伝活動を行っていたことが、周知商標と認定した基準となった（2 0 1 6 年大臣令 1 8 条 3 項参照）。</p>

5 HUGO BOSS 事件

判決番号	217 PK/Pdt.Sus-HKI/2018				
判決日	2018年11月13日				
訴訟の種類	商標登録取消訴訟				
当事者	<p>TEDDY TAN (再審請求人、被上告人、被告)</p> <p style="text-align: center;">対</p> <p>HUGO BOSS TRADE MARK MANAGEMENT GMBH & CO. KG. (再審被請求人、上告人、原告)</p> <p>法務人権省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)</p>				
訴訟の対象	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">被告商標</td> <td style="width: 50%; border: none;">原告商標</td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center;">  </td> <td style="border: none; text-align: center;">  </td> </tr> </table>	被告商標	原告商標		
被告商標	原告商標				
					
訴訟の履歴	<p>2018年11月13日 (217 PK/Pdt.Sus-HKI/2018)</p> <p>2017年4月4日 (92K/Pdt.Sus-HKI/2017)</p> <p>2016年10月3日 (30/Pdt.Sus.Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst)</p>				
事案の概要	<p>本件は、ドイツの大手アパレルメーカーの商標管理会社である原告が、被告は、登録済みの周知商標である原告商標と要部かつ全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。</p>				
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>請求棄却</p> <p>原告商標「HUGO BOSS」は、香港、ドイツ、台湾、中国、EU、シンガポール、ニュージーランド、オーストラリア等の多くの国で商標登録され、インドネシアでも1989年1月24日に商標登録されている一方で、被告商標は、2008年3月3日以降、インドネシアで実体審査を経て適法に商標登録されている。</p> <p>他方で、「HUGO」という文字の要素からなる商標は、インドネシア、アメリカ、EU、フランス、シンガポール、ニュージーランド、スイス、カナダ、メキシコ、フィリピン、英国、スペインにおいて商標登録されており、「HUGO」という語は、広く使用されているといえる。</p> <p>原告商標と被告商標を比較すると、いずれも「HUGO」という文字の要素が存在するが、原告商標には「BOSS」、被告商標には「SP</p>				

	<p>ORT」という異なる要素が存在しており、かつ、世界各国には「HUGO」という要素を含む商標が多数存在している。そして、原告商標は「BOSS」という要素に重点を置く一方で、被告商標は「HUGO」という要素に重点を置いているため、実際には混同を生じさせ、又は公衆を誤認させることはないのであり、両商標には依然として識別力が存在している。</p> <p>よって、被告商標は、善意に基づき、宗教規範、道徳又は公の秩序に反することなく登録されたと考えるため、原告の請求は棄却すべきである。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求認容</p> <p>原告商標は、既に世界各国で登録されている周知商標であり、インドネシアでも1989年1月24日には商標登録されていた一方で、被告商標は、2008年3月3日になって初めて商標登録を受けている。</p> <p>被告商標は、原告商標である「HUGO BOSS」及びその派生商標と外観及び称呼の点で要部の同一性を有しているというべきである。</p> <p>被告商標の登録は、悪意に基づくものであり、公衆を誤認させ、混同を生じさせるおそれがあるといえ、原判決を取り消すのが相当である。</p>
再審の判断	<p>再審請求棄却</p> <p>原告商標は、インドネシアを含む各国において登録されている周知商標であるところ、被告商標は、原告商標「HUGO BOSS」と要部における同一性を有するものであるため、その登録は悪意によるものであり、これを取り消すべきとする上告審の判断は相当である。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Dr. Yakup Ginting, S.H., C.N., M.Kn.</p> <p>裁判官：Dr. H. Zahrul Rabain, S.H., MH.</p> <p>裁判官：Dr. Ibrahim, S.H., M.H., LL.M.</p>
法的規範	<p>悪意（消費者を混乱させる目的で模倣）に基づく、周知商標「HUGO BOSS」と「HUGO」という文字部分の書体や発音において要部の同一性を有する登録商標は、これを取り消すことができる⁸。</p>

⁸ なお、最高裁判決（1222 K/Pdt/1995）は、原告の商標「HUGO BOSS」は、「BOSS」という主要部分で知られるインドネシア内外における周知商標であり、たとえ同種の商品ではなくとも、商標「BOSS」を他者が使用することは、その者が生産した商品があたかも原告の製品であるような印象を消費者に抱かせる旨の判示をしていた。

日本の裁判例を見ると、平成24年7月18日知財高裁判決は、「BOSS」の欧文字は、2段に構成された「BOSS/HUGO BOSS」商標中で上段に顕著に表された部分であり、フーゴ・ボスAGが用いる多数のブランドの大部分で共通する部分であり、「BOSS/HUGO BOSS」商標の要部と認められる旨を判示している。

6 SKYWORTH 事件

判決番号	32 PK/Pdt.Sus-HKI/2018	
判決日	2018年3月28日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	SKYWORTH GROUP, Co., Ltd. (再審請求人、被上告人、原告) 対 LINAWATY HARDJONO (再審被請求人、上告人、被告) 法務人権省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)	
訴訟の対象	被告商標 	原告商標 
訴訟の履歴	2018年3月28日 (32 PK/Pdt.Sus-HKI/2018) 2016年7月18日 (165 K/Pdt.Sus-Merek/2016) 2015年11月18日 (47/Pdt.Sus-Merek/2015/PN.Niaga.Jkt.Pst)	
事案の概要	<p>本件は、1998年に設立された電子機器等を製造する中国企業である原告が、被告は、登録済みの周知商標である原告商標（登録日：2006年8月31日）を模倣し、原告商標と異なる指定商品について被告商標（登録日：同年12月22日）の商標登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。</p>	
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>請求一部認容 (TRIPS協定の適用)</p> <p>現在まで、同種でない商品ないし役務について他者所有の周知商標と要部又は全体の同一性を有する商標の拒絶要件を定めた旧商標法6条2項の実施細則としての政令は未だ制定されていないので、裁判所は、TRIPS協定16条3項の規定を適用する。</p> <p>(原告商標の周知性)</p> <p>原告商標は、1992年に中国で使用開始され、インドネシアを含む世界各国で登録され、強力かつ大々的な広告宣伝活動が行われており、これが付された商品は、世界各国で大規模な投資を伴って普及されていることからして、原告商標は、旧商標法6条1項b号注釈の要素を満たしており、周知性を有しているといえる。</p> <p>(被告商標と原告商標の類否)</p> <p>旧商標法6条1項a号注釈に照らして検討すると、被告商標と原告商</p>	


	<p>標の支配的な要素は、「SKYWORTH」という文字部分であり、形状、配置方法、表記方法、要素の組合せ又は称呼の同一性の存在からして、両者は要部の同一性を有している。</p> <p>(被告の悪意)</p> <p>最高裁判決(220/Panitia Kreditur/Perd/1986)を指針とすれば、インドネシア製の製品を生産するインドネシア人は、インドネシア国内のアイデンティティを示す明確な商標を用いることが義務付けられ、外国商標を模倣することはもとより、可能な限りこれに類似する商標を避けるべきである。先に存在する他人の商標と要部又は全体において同一性を有する商標の登録は、すでに周知商標の名声に便乗する目的での悪意ある行為であることは明らかである。</p> <p>被告商標は、周知商標である原告商標と要部又は全体において同一性を有している。そうすると、被告商標の使用は、被告商標が付された商品等があたかも原告と関係を有している、又は原告に由来しているような印象を与え、被告商標が付された商品等の消費者を騙し得る。なお、原告商標は16類、被告商標は7類、9類、11類を指定商品等として登録されているが、被告商標は原告商標と同一の要素を含んでいるため、これを放置した場合、消費者は、原告の商品等と被告の商品等が中国原産であると考えてしまい、損失を被る。</p> <p>よって、被告商標の登録は悪意によるものであり、その取消しを認めるべきである。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求棄却</p> <p>旧商法6条2項の実施細則は未だ制定されておらず、その規定は有効ということはできないから、これを本件に適用することはできない。</p>
再審の判断	<p>原判決取消・請求一部認容</p> <p>第一審の判断は的確かつ正当である。旧商標法6条2項に関する政令は未だ制定されていないものの、インドネシアはWTO(TRIPS協定)の加盟国・パリ条約の締結国であり、同種の商品等ではない場合も含めて周知商標の保護の義務を負う。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Prof. Dr. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M.</p> <p>裁判官：Syamsul Ma'arif, S.H., LL.M., Ph.D</p> <p>裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>商事裁判所の判決は、法の欠缺^{けんけつ}を埋める司法積極主義を含んでいる。</p> <p>国内法が未制定であることにより、国際的義務を逸脱することにはならず、同種ではない商品等に関する商標の保護は、基本的にTRIPS協定とパリ条約の規定に従うべきである。</p>

7 GUDANG GARAM 事件

判決番号	119 PK/Pdt.Sus-HKI/2017	
判決日	2017年8月28日	
訴訟の種類	商標登録取消訴訟	
当事者	PT GUDANG GARAM, TBK (再審請求人、被上告人、原告) 対 H. ALI KHOSIN, S.E. selaku PR JAYA MAKMUR (再審被請求人、上告人、被告) 法務人權省知的財産総局商標局 (従属再審被請求人、従属被上告人、従属被告)	
訴訟の対象	被告商標 	原告商標 
訴訟の履歴	2017年8月28日 (119 PK/Pdt.Sus-HKI/2017) 2014年4月22日 (162 K/Pdt.Sus-HKI/2014) 2013年9月12日 (04/HKI-Merek/2013/PN.Niaga.Sby)	
事案の概要	<p>本件は、インドネシア及び各国でたばこの販売等を行っていた原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標（登録日：2005年3月21日及び同年7月14日）の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。</p>	
第一審の判断 (スラバヤ地裁商事裁判所)	<p>請求認容</p> <p>旧商標法69条2項は、当該商標が宗教規範、道徳又は公の秩序に反する場合には、取消訴訟を無期限で提起することができる旨を規定し、同項注釈の「宗教規範、道徳又は公の秩序に反する」とは、同法5条a号注釈における定義と同じであり、「公の秩序に反する」には、「悪意」の場合も含まれる。</p> <p>原告 (PT GUDANG GARAM, TBK) は、インドネシアで1979年に設立され、その名称に基づいて原告商標の名称 (G u d a n g G a r a m) を定め、各種商品区分について、インドネシア及び各国において商標登録を受けている。</p> <p>そして、被告商標と原告商標は、全体的にみると、商標の色、倉庫と</p>	

	<p>線路のロゴ図画、文字の構成と称呼について類似性がみられ、あたかも同じ製造会社の製品であるかのようにあり、消費者又はそれを使用する公衆に明らかな混乱を招き、又は誤認させ得る。それゆえ、被告商標は、原告商標と要部又は全体における同一性を有しているといえるし、原告の法人名とも類似している。</p> <p>以上によれば、被告は、原告商標の名声に便乗することで、被告商標の着想を得ているというべきであり、悪意の要素を満たしているといえる。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求棄却</p> <p>第一審は、従属被告が方式審査、実体審査時に権限に基づいて「善意」について判断していることについての考慮が欠けている。</p> <p>被告商標は、すでに商標一般登録簿と商標官報に登録されているし、被告商標を詳細にみると、原告商標との間で混乱を招き得る形、配置方法、称呼の同一性は存在しない。</p> <p>また、原告は、被告の悪意について立証できていない。</p>
再審の判断	<p>原判決取消・請求認容</p> <p>原告商標は、34類の指定商品ないし役務について、すでに登録されており、これは被告商標と同種である。</p> <p>被告商標は、「G u d a n g」の称呼、文字と色の組合せ、ロゴ図画において、原告商標と要部における同一性を有しており、その状況により公衆が誤認し、両商品が同一の企業ないし工場に由来するという強い印象を生じさせ得る。</p> <p>被告は、インドネシアの公衆において広く知られている原告商標を模倣・便乗しており、原告に不利益となっているため、被告商標が、被告の悪意に基づいて登録されたとする第一審の判断は相当である。</p> <p>原告が被告に関する刑事判決（104 PK/Pid.Sus/2015）等の形で提出した新証拠は、第一審の判断に沿うものであり、決定的性格を有している。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Syamsul Ma'arif, S.H., LL.M., Ph.D 裁判体：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H. 裁判体：Sudrajad Dimiyati, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>再審は、被告商標と原告商標は、「G u d a n g」の称呼、文字と色の組合せ、ロゴ図画の同一性の存在という意味での要部の同一性により、その状況は公衆を誤認させ、両商品が同一の企業ないし工場に由来するという強い印象を生じさせ得るとした。</p> <p>再審による商標の要部の同一性を肯定した理由は、刑事判決に基づくものである。再審は、被告の商標登録は悪意に基づくものと評価した。</p>

8 PUREBABY 事件

判決番号	126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016
判決日	2017年1月11日
訴訟の種類	商標審判委員会審決に対する異議訴訟
当事者	PT. ANTARMITRA SEMBADA（再審被請求人、上告人、原告） 対 法務人権省知的財産総局商標審判委員会（再審請求人、被上告人、被告）
訴訟の対象	引用商標 原告商標 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>PUREBABY</p> </div> </div>
訴訟の履歴	2017年1月11日（126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016） 2015年3月18日（308 K/Pdt.Sus-HaKI/2013） 2013年4月4日（85/Merek/2012/PN.Niaga.Jkt.Pst） 2012年8月1日（173/KBM/HKI/2012）
事案の概要	<p>本件は、原告が、3類のベビーオイル等の商品について、法務人権省知的財産総局に対し、原告商標の出願を行ったところ、同種の指定商品に係る引用商標（登録年：1985年）と要部の同一性を有しているとの理由で、拒絶査定を受けたため、被告に対して審判請求を行ったところ、拒絶審決を受けたことから、その審決の取消し及び原告商標の登録等を求めた事案である。</p>
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	<p>請求棄却</p> <p>旧商標法6条1項a号注釈は、要部又は全体における同一性とは、ある商標と他の商標に支配的な要素が存在していることによって生ずる同一性をいい、形状、配置方法、表記方法等の同一性が存在するという印象を与えるものをいうと規定している。</p> <p>また、最高裁判決（2451/K/Pdt/1987）は、ある商標と他の商標の要部又は全体の同一性の有無を判断するに当たっては、当該商標はその一部を分離することなく、完全な一つのまとまりとして全体的に観察しなければならない旨を判示している。</p> <p>引用商標は、「MY BABY」という文字の要素と図画の要素から構成される商標であり、「支配的な要素」は、「MY BABY」という</p>

	<p>文字の要素であるところ、これと原告商標とは、観念、文字の要素、称呼において同一性を有している。</p> <p>また、被告が指摘するように、同種の指定商品に当たるかは、公衆の日常の理解に応じて定めるべきとされているところ、引用商標の指定商品と原告商標の指定商品との間には、性質、製造、使用方法に同一性があるから、同種の製品であると分類される。</p>
上告審の判断	<p>原判決取消・請求一部認容</p> <p>商標「WHITE COFFEE」と商標「COFFEE LUWAK」では、「COFFEE」が種類で、「WHITE」と「LUWAK」が商標であるという事案と同様に、「BABY」は種類の名称であるため、原告商標と引用商標に要部の同一性があるとは認められない。</p>
再審の判断	<p>原判決取消・請求棄却</p> <p>上告審は、事実認定の問題に踏み込んでいるが、その権限は、下級審の法の適用面の適否について判断するのみである。</p> <p>本件では、原告商標と先願商標である引用商標の要部の同一性の有無の問題は、すでに下級審が判断済みである。そして、上級審は、決定的な新証拠に基づく十分な判断もなく、下級審が同種商品区分の両商標の要部の同一性を審理・認定した事実認定の問題を再審理している。</p> <p>なお、引用商標は、8か国で登録されており、継続的に長期間にわたってウェブサイトを通じた広告をしているため、周知商標として立証可能であり、原告商標の出願は悪意に基づくといえる。</p>
再審裁判体	<p>裁判長：Prof. Dr. Takdir Rahmadi, S.H., LL.M.</p> <p>裁判官：Dr. Nurul Elmiyah. S.H., M.H.</p> <p>裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>ある商標と他の商標の要部又は全体の同一性の有無は、当該商標の一部を分離することなく、一つのまとまりとして全体的に観察して判断しなければならない。</p>

9 PERMONA 事件

判決番号	115 PK/Pdt.Sus-HKI/2015
判決日	2016年1月6日
訴訟の種類	商標審判委員会審決に対する異議訴訟
当事者	PT. PERMONA (再審請求人、上告人、原告) 対 法務人権省知的財産総局商標審判委員会 (再審被請求人、被上告人、被告)
訴訟の対象	引用商標  原告商標 Hong Tashan 登録番号 IDM000023165 Hong Tashan 出願番号 D00-2006-024875
訴訟の履歴	2016年1月6日 (115 PK/Pdt.Sus-HKI/2015) 2014年7月23日 (225 K/Pdt.Sus-HKI/2014) 2014年1月15日 (77/Pdt.Sus/Merek/2013/PN.Niaga.Jkt.Pst)
関連判決	2010年4月26日バンドン行政裁判所判決 (41/G/2010/PTUN-BDG) 2011年2月21日ジャカルタ行政高等裁判所判決 (189/B/2010/PT.TUN.JKT) 2011年9月28日最高裁判決 (221 K/TUN/2011)
事案の概要	本件は、原告が、法務人権省知的財産総局に対して原告商標の出願をしたところ、引用商標と類似しているとして拒絶されたため、被告に対して審判請求を行ったところ、法定の審判請求期間を徒過していることを理由にこれを受理できない旨の通知を受けたことから、中央ジャカルタ地裁商事裁判所に対して訴訟を提起した事案である。
第一審の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	訴え却下 旧商標法31条3項及び商標出願、審査、審判解決の手順に関する大統領令2005年第20号(以下「2005年大統領令」という。)13条3項は、出願人又は代理人は、審判請求拒絶審決を受領した日から起算して3か月以内に、当該審決に対する訴訟を商事裁判所に提起することができるとしている。 原告は、2006年9月3日、原告商標の出願をした。法務人権省知

	<p>的財産総局は、2009年10月26日付け文書により、原告商標が同種の商品について先に商標登録されていた引用商標を模倣したものであるとの理由で、原告の出願の拒絶を通知した。</p> <p>原告は、同年11月6日に受領した商標登録出願拒絶通知について反論したものの、同日から起算して3か月以内に商標審判委員会に対して審判請求を行わず、2012年9月25日になってから審判請求を行った。</p> <p>商標審判委員会事務局は、2005年大統領令3条4項に規定された期間を徒過しているとして、同大統領令7条1項に基づき、原告の審判請求を受理できない旨の通知をしたものの、未だ商標審判委員会による審決はなかった。</p> <p>原告は、原告商標の出願の拒絶査定に関する不服申立ては行政裁判所ではなく商標審判委員会に対して行うべき旨を判示した最高裁判決(221K/TUN/2011)を根拠として商事裁判所に提訴したが、上記のとおり、当該訴訟の対象となる商標審判委員会審決は存在していない。</p> <p>以上によれば、旧商標法31条3項に基づき、中央ジャカルタ地裁商事裁判所は、本件を審理判決する権限を有していない。</p>
<p>上告審の判断</p>	<p>上告棄却</p> <p>原告は、原告商標の出願をしたが、法務人権省知的財産総局は、引用商標を模倣するものとして拒絶し、原告は、2006年11月16日付けで商標登録出願拒絶通知を受領している。原告は、2005年大統領令3条4項の審判請求期間を徒過してから審判請求を行ったものであり、手続上・形式上の要件を備えていなかった。</p> <p>原告の提訴は、商標審判委員会審決を根拠としておらず、旧商標法31条3項及び2005年大統領令13条3項の要件を満たさない。</p>
<p>再審の判断</p>	<p>再審請求棄却</p> <p>原告は、商標審判委員会への審判請求を商標登録出願拒絶通知の受領日から3か月以内に行っておらず、商事裁判所への提訴も商標審判委員会審決を根拠としていないことが判明したため、旧商標法31条3項及び2005年大統領令13条3項の要件を満たさない。</p> <p>原告が提出した証拠は、決定的な新証拠ではないため、法律審（上告審）判決を破棄することはできない。</p>
<p>再審裁判体</p>	<p>裁判長：Dr. H. Mohammad Saleh, S.H., M.H. 裁判官：I Gusti Agung Sumanatha, S.H., M.H. 裁判官：Dr. H. Zahrul Rabain, S.H., M.H.</p>
<p>法的規範</p>	<p>商標審判委員会からの通知は、商事裁判所への訴訟提起の根拠にはならない。</p>

10 RJSTEEL 事件

判決番号	71/Pdt.Sus-Merk /2017/PN.Niaga Jkt.Pst
判決日	2018年5月2日
訴訟の種類	商標審判委員会審決に対する異議訴訟
当事者	PT. MITRA ANGKASA SEJAHTERA (原告) 対 法務人権省知的財産総局商標審判委員会 (被告)
訴訟の対象	引用商標  原告商標: 
訴訟の履歴	2018年5月2日 (71/Pdt.Sus-Merk /2017/PN.Niaga Jkt.Pst) 2017年6月7日 (247/KBM/HKI/2017)
事案の概要	本件は、原告が、法務人権省知的財産総局に対し、原告商標の登録出願をしたところ、同種の指定商品に係る引用商標と要部の同一性があるとして、拒絶査定を受けたため、被告に審判請求を行ったところ、拒絶審決を受けたことから、その審決の取消し及び原告商標の登録等を求めた事案である。
裁判所の判断 (中央ジャカルタ地裁商事裁判所)	請求認容 A J B S (Anak Jaya Bapak Senang) グループは、スラバヤで1966年に設立され、インドネシアで知られたボルト・ナット等のインフラ開発用商品を販売する会社であり、その後、インドネシア初のボルト・ナットフランチャイズ会社として原告 (PT. Mitra Angkasa Sejahtera) を設立し、「R J S T E E L」の名称でボルト・ナット事業のフランチャイズを行い、現在はインドネシア全国の都市に50店舗程度を出店している。 原告商標の「R J S T E E L」は、「R J」という文字と「S T E E L」という文字に由来し、「R J」は原告の創立者で取締役である Indriani Suhartono の息子 Ryan Joshua の名前のイニシャルであり、「S T E E L」という文字は「鉄」の意味を有し、基本材料として鉄を用いて製造しているボルト・ナット商品を示している。 原告商標の「R J」は、四角形状に配置されていて識別力は明らかであり、引用商標との違いが存在する。他方、鉄を意味する「S T E E L」という語は、販売製品の材料の種類である「Kratatau Steel」を指すような識別力がない語である。別の例で言えば、「A B C D o m i n o」と「A B C D」とは異なるし、「D E F」と「D E F R O Z」も称呼の同一性に関する分析をすれば異なる。

	<p>専門家である Emawati Junus, S.H., M.H. 氏は、商標審査官と商標審判委員会には主観的な評価が見られ、一貫性を有しておらず、各商標に異なる見解が生じ得るとしている⁹。</p> <p>当裁判所は、原告商標は善意に基づいて出願されており、引用商標を模倣する意図がなく、両商標は外観、観念及び称呼の同一性がないと結論付けられるために、原告商標の商標登録を認めるのが相当と思料するため、原審決は取り消すべきである。</p>
裁判体	<p>裁判長：Mahfudin, SH. MH.</p> <p>裁判官：Duta Baskara, S.H., M.H.</p> <p>裁判官：H. Sunarso, S.H., M.H.</p>
法的規範	<p>商標について外観、観念及び称呼上の相違がある場合、要部の同一性を有しているとはいえない。</p>

⁹ インドネシアでは、技術系の知財事件について日本のような知財裁判所調査官制度はなく、技術系・非技術系を問わず知財事件の論点については、当事者の申請した専門家証人の意見を通じて判断することが多い。